

# 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

## 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等の一部改正に伴い、創設される就労定着支援、自立生活援助及び居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者が当該サービス等を提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、次の条例について所要の改正をしようとするものである。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 2 改正の概要

- (1) 次のサービス等について人員、設備及び運営に関する基準を定める。
  - ① 就労定着支援（一般就労した障害者に対し仕事や生活面での課題解決に必要な支援）
  - ② 自立生活援助（障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへ移行した障害者への定期的な訪問、相談支援）
  - ③ 居宅訪問型児童発達支援（重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児への発達支援）
- (2) その他
  - ① 障害福祉サービスにおける共同生活援助として新たに設けられる日中サービス支援型指定共同生活援助について、所要の規定の整備を行う。
  - ② 共生型障害福祉サービス※1及び共生型通所支援※2が設けられることに伴い所要の規定の整備を行う。

※1 介護保険法（平成9年法律第123号）の居宅サービス事業者等の指定又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の障害児通所支援事業者の指定を受けている事業者に係る障害福祉サービス事業者の指定の特例

※2 介護保険法の居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者に係る障害児通所支援事業者の指定の特例
  - ③ その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。